

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-28	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	家庭相談事業		部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	伊藤
			担当者名	羽田	内線		3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	女性相談事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 40年度		根拠	荒川区家庭相談実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	(1) 離婚や親権、養育費などの問題について、専門の家庭相談員が相談に応じて助言を行うことによって問題解決の一助とする。 (2) 緊急一時保護を要する区民に対し、一時的に生活できる場を提供する。						
対象者等	区民全般						
内容	(1) 専門の家庭相談員（家庭裁判所の元調停員）が、週2回面接または電話による下記の内容の相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う。 ・離婚問題・面会交流 ・夫婦及び内縁関係問題 ・婚費・養育費問題 ・夫婦間の財産の精算及び慰謝料に関すること (2) 罹災等の一時的な住宅困窮者（単身男性除く）で、緊急一時保護とを要する場合に、特別区人事・厚生事務組合等が所管する緊急一時保護施設の利用のための手配を行い、次の安定した生活の場につなげる。						
経過	昭和40年4月 福祉事務所区移管にともない家庭相談も移管 平成2年7月 非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした 平成13年度 東京家庭相談員連絡協議会に参加（年6回） 平成18年度 保護課から計画課（平成22年度から子育て支援課に名称変更）に移管 平成23年度 予算を子育て支援課事務費に移管。予算事業名廃止 平成24年度 家庭相談員に元調停委員による専門相談員を配置し、専門相談として強化した 相談日：毎週2回 午後1時から午後5時（予約制）						
必要性	家庭問題の中でも、離婚、親権、養育費等専門的な領域の相談に対応し、区民の課題解決を支援するために、必要な事業である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ●臨時職員） 報償費による専門相談員1名 専門相談については、火・水の午後の予約による相談受付（面接・電話）、その他は常勤職員が対応						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	4	4	4	2,001	1,332	1,337
①決算額（27年度は見込み）		4	4	4	1,284	1,293	1,246	1,348
②人件費等		2,036	1,308	847	413	416	3,322	
③減価償却費			726	311	161	169	1,398	
【事務分担量】（%）		25	25	10	5	5	43	
合計（①+②+③）		2,040	2,038	1,162	1,858	1,878	5,966	1,348
特定財源		0	0	0	0	0	0	0
国		0	0	0	0	0	0	0
都		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		2,040	2,038	1,162	1,858	1,878	5,966	1,348
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	離婚相談	9	2	1	48	57	59	
	夫婦、親子関係相談（DV含む）	3	3	2	57	46	38	
	その他相談	25	24	26	17	27	51	
	宿泊所等入所件数（再掲）	4	4	7	3	5	6	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	家庭相談員報償費	1,293	報償費	家庭相談員報償費	1,242	報償費	家庭相談員報償費	1,344
負担金	東京家庭相談員 連絡協議会分担金	4	負担金	東京家庭相談員 連絡協議会分担金	4	負担金	東京家庭相談員 連絡協議会分担金	4

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	家庭相談件数	122	145	158	158		
②	上記のうち、専門相談員相談件数 (再掲)	102	108	95	95		
③							

（問題点・課題） （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・係専用の相談室が確保できず、現在子ども家庭支援センター3階の相談室を借りている状況であるため、専用相談室の確保が急務である。（解決済み） ・面接相談希望が多いが、週1回と枠が少ないため、面接相談日の日数増を検討する必要がある。（解決済） ・子育て支援部が創設された際に、婦人相談員が生活福祉課（旧保護課）から配置替になったことを受けて、住宅困窮者の緊急一時保護についても子育て支援部で行うことになったが、業務の性質から生活福祉課が行うことが望ましい。 ・他部課の相談業務との領域が明確でない。
	他区の実況 （実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 家庭相談員設置区 18区。（うち東京家庭相談員連絡協議会 会員区16区） 未実施区（文京・中野・北・葛飾）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	面接相談日の日数増を検討する。	電話相談日であっても、面接の希望があれば面接可とし、柔軟に対応した。	2日間の相談日を面接・電話どちらでも可とし、より相談者のニーズに合うような体制とする。
②	相談者が安心して相談できる相談環境の確保について検討する。	子育て支援部の打ち合わせ室が設置され、相談室が確保できた。	生活困窮者対応について、生活福祉課と対応の調整を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	法廷事業であり、保護者からの相談に応じて養育費の確保についての助言を行うことで、子どもの貧困対策にも効果があるため、一層の推進を図っていく。

況議会 （要質問状）	
---------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-29	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ひとり親自立支援プログラム策定事業		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤	
			担当者名	井出・高瀬	内線	3815	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	ひとり親家庭自立支援給付金事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	荒川区非常勤職員設置要綱、ひとり親自立支援プログラム策定事業事務取扱要領			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭の個々の状況に応じて自立支援プログラムを策定し支援することによって、ひとり親家庭の自立の促進を図る。						
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。						
内容	ひとり親自立支援プログラム策定員が、ひとり親家庭の父母の自立・就労支援のために、個々の状況に応じた就労計画を策定し、区の就労支援課やハローワーク足立（マザーズハローワーク日暮里含む）と連携して就労につなげる、あるいは自立支援給付金などの事業につなげて継続的に自立を支援する。 （補助金）※国と都でプログラム策定の基準が異なる。 国庫補助金 プログラム策定1件につき 2万円 都補助金 プログラム策定1件につき（1万円の2分の1）5,000円						
経過	平成17年3月 厚生労働省から「母子自立支援プログラム策定員の設置について」通知及び「母子自立支援プログラム策定員の設置要綱」による技術的助言 平成18年4月 母子自立支援プログラム策定員を配置。国庫補助金が経費の全額補助 平成19年4月 「母子自立支援プログラム策定員の設置について」19年3月31日廃止⇒「母子自立支援プログラム策定事業実施要綱」についての技術的助言 平成19年度 国庫補助金がプログラム策定件数（面接2回以上を要件）につき2万円となる 平成20年度 都補助金の新設：面接1回及び電話2回以上⇒1件につき1万円×2分の1（5千円） 平成22年度 児童扶養手当が父子家庭の父も対象拡大したことにより、就業支援対象者もひとり親家庭の父母へと拡大 平成23年4月 生活保護受給者等就労支援事業が福祉から「就労」支援事業に移行。厚生労働省通知『母子自立支援プログラム策定事業等の実施について』一部改正						
必要性	ひとり親家庭の自立促進に寄与する事業であり、子どもの貧困対策の観点からも必要性が高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） ・火・水・木の午後の予約による相談受付 一回50分程度 ・PR方法 ①児扶現況届時にチラシ同封 ②区報掲載（8月の予定） ③ポスター掲示						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額			1,164	1,164	1,164	1,164	1,164	1,242
①決算額（27年度は見込み）			1,121	1,096	1,096	1,097	1,095	1,241	1,250
②人件費等					0	0		232	
③減価償却費					0	0		98	
【事務分担当】（%）					0	0		3	
合計（①+②+③）			1,121	1,096	1,096	1,097	1,095	1,571	1,250
特定財源	国	母子家庭自立支援給付金事業	600	900	320	400	300	300	300
	都	子供家庭支援区市町村包括補助	200	125	125	75	75	75	75
	その他								
一般財源			321	71	651	622	720	1,196	875
実績の推移	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	国庫補助金対象プログラム策定件数		41	22	14	14	14	8	15
	都補助金対象プログラム策定件数		44	14	14	14	14	8	15
	相談件数（延べ）		86	65	67	70	70	55	70

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	策定員報酬	1,036	報酬	策定員報酬	1,036	報酬	策定員報酬	1,036
	付加報酬	60		策定員時間外報酬	3		策定員時間外報酬	7
旅費	特別旅費	0		策定員付加報酬	199		策定員付加報酬	199
			旅費	特別旅費	3	旅費	特別旅費	8

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	プログラム策定数	14	14	8	15	15	
②							
③							

（問題点・課題 指標分析）	ひとり親家庭の着実な就労に向けて、個々の状況にあった様々な対応を行うため、ニーズの把握及び関係機関との連携が必要である。 無職又は求職中のひとり親の父母に対する就労相談への働きかけを強める必要がある。
	（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区） 未実施：千代田区・港区・目黒区・大田区・中野区・江戸川区
他 施 区 の 実 況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	プログラム策定員と母子自立支援員及び関係各課との連携を強化する。	就労支援課が開催している就労支援会議に参加し、情報交換・共有した。	今後も、就労支援課やハローワーク等、ひとり親の就労に係わる関係機関との連携強化に努める。
②	母子・父子家庭ともニーズの把握についての方策を検討する。	児童扶養手当現況届時に個々の就労状況について調査した。	児童扶養手当の現況届の調査で把握した、無職又は求職中のひとり親の父又は母を就労相談につなげる。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活の安定を図るため、極めて重要な事業であることから、一層の推進を図る。

況 議 会 （ 要 質 問 状 ）	
---	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-30	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	入院助産措置費		部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	伊藤
			担当者名	鈴木	内線		3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-05-01	入院助産事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 25年度		根拠	児童福祉法第22条・第36条、荒川区児童福祉法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	施行細則第15条、入院助産実施要綱			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象にその費用を助成し、安心して助産を受けられる制度を設け、もって母子の福祉増進に資することを目的とする。						
対象者等	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院し出産することができない妊産婦（住民税非課税世帯・生保世帯）						
内容	東京都が認可する助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。 ただし、都立施設の場合は都負担となる（利用者負担額は、健康保険等による出産一時金の10%） 1 入院料及び処置料 健康保険法等の規定する療養費・食事療養費 2 分娩介助料 200,090円 3 胎盤処置料 実費 4 新生児介補料 1日3,810円 5 新生児用品貸与料 1日500円 6 新生児介補料加算 1日3,190円 7 保険料 16,000円（平成21年1月から産科医療補償制度が創設されたこととともない、分娩費に上乗せされる損害保険料）						
経過	平成12年から都の補助制度について、見直し（助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした。） 平成21年1月から産科医療補償制度の損害保険料が支弁できる項目として加わった。 平成27年1月から保険料30,000円→16,000円に減額						
必要性	法定事業であり、経済的に困窮している妊婦が安全な環境で出産をするための児童福祉事業として、極めて必要性が高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 窓口申請（助産施設入所申込書記入）→面接記録表作成→訪問調査→助産の実施の承諾 （申請者・病院・都へ通知）→病院へ費用支払い（医療費については、国保連等を通じて支払う）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		7,094	9,143	6,976	6,464	5,619	6,313
①決算額（27年度は見込み）		7,094	3,052	3,312	2,333	4,983	4,324	6,141
②人件費等		4,072	2,616	1,694	2,478	1,663	1,931	
③減価償却費			872	622	968	676	813	
【事務分担当】（%）		50	30	20	30	20	25	
合計（①+②+③）		11,166	6,540	5,628	5,779	7,322	7,068	6,141
特定財源の推移	国 児童福祉措置費	3,478	2,124	1,668	808	2,445	2,016	2,857
	都 児童福祉措置費	1,739	1,062	834	404	1,222	1,010	1,428
	その他 入院助産自己負担金	115	117	126	117	157	274	81
	一般財源	5,834	3,237	3,000	4,450	3,498	3,768	1,775
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	入院助産相談件数（新規）	14	19	18	21	17	21	20
	入院助産活動件数（延べ）	55	25	32	42	32	60	40
	助産決定件数（都立病院含む）	20	14	5	17	11	12	15
	区負担分（私立病院のみ）	16	7	8	5	9	11	5

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	入院料及び措置費等	4,983	扶助費	入院料及び措置費等	4,324	委託料	審査支払手数料	1
委託料	審査支払手数料	1				扶助費	入院料及び措置費等	6,140

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	入院助産決定件数	17	11	12	10		
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に通院ができていない妊婦については、助産施設へ定期的に通院できるよう保健師と連携して支援する。 経済的困窮のみならず、行政の支援につなぐに困難な特定妊婦（妊娠中から養育に不安のあるケース）が増えていることから、保健所や子ども家庭支援センター、児童相談所、病院等との緊密な連携が必要である。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	妊娠初期から必要に応じて助産施設に通院できるよう支援する。	「特定妊婦」について、保健所や子ども家庭支援センターと連携を行い、安全な出産ができるよう支援した。	関係機関や区民に対する入院助産制度についての周知を充実させるとともに、関係機関との緊密な連携が必要である。
②			行政の支援につなぐに困難な特定妊婦が増えていることから、職員のスキルを向上させて寄り添った支援ができるようにする。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定事業であり、経済的に困窮している妊婦が安全な環境で出産できるよう、児童福祉事業として継続して実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-31	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	母子生活支援施設（事務費）	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤	担当者名	鈴木
				内線	3814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-06-01	母子生活支援施設事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 40年度		根拠	児童福祉法、荒川区児童福祉法施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（児童福祉法第23条）						
対象者等	児童の福祉に欠ける母子世帯 ●入所世帯数 17世帯（39人） 平成27年4月初日現在（定員 20世帯） 広域入所 2世帯（4人）						
内容	・子育て支援として、病児保育・補助保育の実施。小学生以上の子には遊び・児童行事・学習指導などの実施。 ・日常生活の支援として、家事・育児等の相談、心理相談、施設内カウンセリングの実施。 ・就労支援として、職探しや資格取得の情報提供。 ・入所期間は原則2年 ●母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・設置主体：社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯 ・職員：常勤職員9人〔施設長1人、少年指導員兼事務員2人、母子支援員3人、心理療法担当職員1人、被虐待児個別対応職員1人、用務員1人〕、非常勤職員4人〔特別生活指導員2人、心理療法補助職員1人、入所児童処遇特別職員1人〕、嘱託医1人						
経過	昭和24年 都の施設として開設 昭和35年 竣工 昭和40年 区に移管 平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託 平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮→母子生活支援施設 児童福祉法に基づき平成13年4月より、入所について措置から契約による申込み制度に変更 平成13年度 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増） 平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止 2月 私立母子生活支援施設開設 6月 ショートステイ事業開始 平成23年4月 広域母子生活支援施設（区外）への入所開始						
必要性	法定事業であり、養育に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善に必要な事業である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 国基準措置費は、認可定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込→面接→調査→入所の承諾→入所						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	80,099	80,643	84,670	88,978	96,192	101,800
①決算額（27年度は見込み）		79,665	80,146	78,831	86,284	95,287	98,587	100,399
②人件費等		4,072	5,232	3,811	4,131	4,159	4,094	
③減価償却費			1,743	1,400	1,614	1,690	1,723	
【事務分担当】（%）		50	60	45	50	50	53	
合計（①+②+③）		83,737	87,121	84,042	92,029	101,136	104,404	100,399
特定財源	国 母子生活支援施設措置費	32,651	32,248	33,022	32,800	43,092	42,851	43,282
	都 母子生活支援施設措置費	16,342	16,124	16,828	16,384	21,546	21,425	21,641
	その他 母子生活支援施設費	191	192	149	136	188	254	162
一般財源		34,553	38,557	34,043	42,709	36,310	39,874	35,314
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	月平均入所世帯数	19.4	19.3	18.5	16.2	18.7	18.4	19
	月平均入所者数	48.1	45.1	44.3	39.4	47.0	43.4	50
	相談件数（新規）	30	28	16	36	24	28	30
	入所世帯数（新規）	5	5	4	7	5	5	5

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	母子保護費	93,804	負担金補助等	区単独助成	12,168	旅費	施設訪問旅費	10
負担金補助等	区単独助成	2,276	扶助費	母子保護費	86,419	負担金補助等	区単独助成	12,942
旅費	施設訪問旅費	0				扶助費	母子保護費	87,447

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	自立世帯数	6	4	7	10	5	
②	自立人数	14	12	16	24	12	
③	平均在所年数（年度末現在）（カ月）	26	25	14	24	24	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、自立支援面接時に示される、本人の自立に向けての意志表明を自立支援計画としているが、施設としての具体的な自立支援計画がない。 ・真に必要なケースが施設入所につながらない傾向にある。 ・入所期間が長期に渡る養育困難ケースが増えている。 ・広域入所についても、必要に応じて行う必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持たない区 3区（千代田、中央、文京）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	入所している全ケースの自立支援計画を施設が策定し、区と施設で自立に向けての課題を共有する。	入所時の養育困難な状況が改善しても、自立支援面接で確認した退所時期に退所できなかった世帯について、区で個別に対応し自立に向けて支援した。	本人のみならず、施設としての自立支援計画を策定して、自立に向けた具体的なスケジュールを立てるなど見直しを図る。
②	真に必要なケースが入所できるよう、関係機関と連携を図って対象者の把握に努める。	子ども家庭支援センターや保健所等と連携し、入所が望ましいと思われる世帯についての把握に努めた。	今後も継続して真に入所が必要な世帯が入所できるよう、関係機関と連携を図って対象者の把握に努める。
③			入所期間が長期に渡る養育困難ケースが増えていることから、より一層関係機関との連携を図って支援していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定事業であり、養育に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善に必要な事業として継続して実施する。

況議 （要質 問状）	
------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-32	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ひとり親相談事業		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤	
			担当者名	鈴木	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	---						
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 40年度		根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法、東京都母子福祉資金貸付条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03	ひとり親家庭等への支援				
目的	母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの経済上・生活上の問題等の相談に対応して支援を行い、ひとり親家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。						
対象者等	区内在住のひとり親世帯（配偶者のない者で児童を扶養している者）						
内容	1 相談員による面接相談（常時実施） ひとり親家庭における生活相談、住宅相談、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他 2 東京都母子福祉資金の貸付（母子福祉資金貸付事業参照）						
経過	昭和39年7月 母子福祉法施行 昭和40年3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱制定 昭和40年4月 福祉事務所区移管 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から「条例による事務処理の特例」制度に移行 平成14年11月 母子相談員の名称を母子自立支援員に改める 平成26年10月 母子及び父子並びに寡婦福祉法と名称を改正						
必要性	法定事業であり、子どもの貧困対策の観点からも、ひとり親家庭の相談対応・支援する事業として極めて必要性が高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 母子自立支援員1名 1 ひとり親世帯の来所相談 2 関係機関との連絡、協力依頼及び訪問調査 3 自立に向けた支援						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	147	262	135	198	113	201
①決算額（27年度は見込み）		113	200	112	189	102	181	0
②人件費等		6,922	3,488	5,505	2,478	2,495	2,395	
③減価償却費			2,034	2,022	968	1,014	1,008	
【事務分担量】（%）		85	70	65	30	30	31	
合計（①+②+③）		7,035	5,722	7,639	3,635	3,611	3,584	0
特定財源		0	0	0	0	0	0	0
国		0	0	0	0	0	0	0
都		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		7,035	5,722	7,639	3,635	3,611	3,584	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	母子福祉資金貸付相談	218	237	161	192	199	244	200
	住宅相談	15	33	14	19	22	10	20
	家庭紛争相談	0	2	1	3	1	0	0
	その他相談	237	333	308	406	374	291	400

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	印刷製本費	101	需用費	印刷製本費	179			
負担金補助等	東京都母子相談連絡研究会分担金	2	負担金補助等	東京都母子相談連絡研究会分担金	2			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	ひとり親相談件数	620	596	545	620	650	
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・父子家庭からの相談も増えるよう周知方法に工夫が必要である。 ・相談を受けるにあたり、世帯の生活状況や経済状況等を聴取する必要がある。他の相談と共通で1つの相談室を使用しているため、相談が重なった場合にはカウンターで相談を受けなくてはならない。相談者が安心して話ができる環境の整備が必要である。 ・多岐にわたる相談内容に対応できるよう、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上を図る必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	児童扶養手当現況届のお知らせの中にひとり親家庭へのリーフレットを同封しているが、そのほかの周知方法についても検討していく。	ひとり親家庭へのリーフレットについては、可能な限り手渡しをした。今後は現況届時に就労支援に結びつくような工夫を行う。	平成26年度で検討した効果的な周知方法の導入に向けて準備を行う。
②	相談者が安心して相談できるよう、相談室の確保が必要である。	相談が重なった場合は、課の相談室等を利用した。	相談者が安心して相談できるよう環境整備を行う。
③			ひとり親家庭からの相談に的確に対応できるよう、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上を図る必要がある。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	推進	法定事業であり、子どもの貧困対策として、ひとり親家庭の様々な課題解決の支援を行うため、一層の推進を図る。

況議 （要質問状）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-33	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ひとり親自立支援給付金事業		部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	伊藤
			担当者名	井出	高瀬	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	ひとり親家庭自立支援給付金事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 16年度		根拠	自立支援教育訓練給付金事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭の父または母の主體的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。						
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父母で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある者						
内容	<p>1 自立支援給付金事業 資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講した場合、本人が支払った費用の40%に相当する金額を給付する。（事前相談が必要で給付金は20万円が上限）</p> <p>2 高等職業訓練促進給付金等事業 看護師、保育士等の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる場合、修業期間の全期間（上限2年間）に対して非課税世帯は月額100,000円、課税世帯は70,500円を給付する。</p> <p>3 学び直し支援事業（事前に相談が必要で受講費用の給付金は25万円が上限） 母または父の学び直しをすることでよりよい条件での転職や転職に向け支援をする。 そのためには、高等学校を卒業した者と同等程度の学力が必要である。高卒認定を取得するための講座の受講費用のうち修了時に2割、高卒認定試験合格時に8割及び高卒認定試験の受験料を全額助成する。</p>						
経過	区報等でPRをする。窓口において、当該事業の対象者に事業説明をし、申請受理をする。 PR方法 ①児扶の現況届時にチラシ同封 ②区報掲載（8月の予定） ③荒川区ホームページ						
必要性	ひとり親家庭の自立促進に寄与する事業であり、子どもの貧困対策として必要性の高い事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区報等でPRをする。窓口において、当該事業の対象者に事業説明をし、申請受理をする。 PR方法 ①児扶の現況届時にチラシ同封 ②区報掲載（8月の予定） ③荒川区ホームページ						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		5,074	14,257	17,473	5,684	10,047	6,900	12,011
①決算額（27年度は見込み）		5,059	13,939	8,740	5,579	4,676	6,340	12,011	
②人件費等		2,850	2,180	2,964	4,213	3,327	2,395		
③減価償却費			1,307	1,089	1,646	1,352	1,008		
【事務分担当】（%）		35	45	30	51	40	31		
合計（①+②+③）		7,909	17,426	12,793	11,438	9,355	9,743	12,011	
特定財源	国	母子家庭自立支援給付金事業	2,091	5,145	1,441	1,240	4,327	5,075	8,695
	都	安心こども基金	1,802	5,868	5,079	2,741	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		4,016	6,413	6,273	7,457	5,028	4,668	3,316	
実績の推移	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	自立支援給付金 件数		2	3	0	3	2	1	6
	高等職業訓練促進給付金 件数		4	8	6	5	4	6	7
	相談件数（延べ）		46	35	26	44	42	34	30

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品費	19	一般需用費	消耗品費	6	一般需用費	消耗品費	23
	印刷製本費	57		印刷製本費	58		印刷製本費	59
負担金補助及び交付金	高等技能訓練促進費	4,545	負担金補助及び交付金	高等職業訓練促進給付金	6,256	負担金補助及び交付金	高等職業訓練促進給付金	11,517
	教育訓練給付金	55		教育訓練給付金	20		教育訓練給付金	153
							学び直し支援事業	259

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 高等技能訓練促進費支給件数	5	4	6	7	5	件数は年度毎の支給件数。継続支給者は年度毎に1件と計上。
	② 入学支援修了一時金支給件数	1	3	0	4	4	20年度入学者より、終了後に一時金の支給
	③ 自立支援教育訓練給付金支給件数	3	2	1	6	4	

（問題点・課題分析）	資格取得に結びつけるための事業であることから、修了（卒業）できなかったり、途中で辞めてしまうことのないよう、事業開始時の動機づけ及び継続した見守り・助言が必要である。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	開始前の面接時に、修業による生活の展望などを聞き取り具体的なイメージを持ってもらうことで修了できるように助言していく。	事前相談時のシュミレーションにより、生活状況がどう変化するかを一緒に確認しながら助言していくことができた。	修業による生活の展望などを聞き取り具体的なイメージを持ってもらうことで修了できるように助言していく。
②			ひとり親相談時に、中卒及び高校中退のひとり親家庭の保護者に対し高卒認定の資格を取得することを助言していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	子どもの貧困対策として、ひとり親家庭の就業促進に向けた教育訓練や能力開発の機会を提供するために、一層の推進を図る。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-34	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事	
事務事業名	女性福祉資金貸付事業		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤		
			担当者名	来田	内線	3815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）								
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	荒川区女性福祉資金貸付条例				
終期設定	●有 ○無 23年度		法令等	荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	03 ひとり親家庭等への支援						
目的	女性〔配偶者がいない、もしくはいてもその扶養を受けられない者〕に対して、資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、女性の福祉増進に寄与する。							
対象者等	上記女性で、以下の要件の全部に該当する者。① 他から同種の貸付を受けられないこと ② 都内に6ヶ月以上居住していること ③20歳以上の者 ④ 直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合には、所得による制限（3,580,000円以下）あり）							
内容	○資金及び限度額 ◆事業開始資金 2,830千円 ◆事業継続資金 1,420千円 ◆技能習得資金（月額）68千円 ◆就職支度資金 100千円 ◆医療介護資金 340千円（医療）・500千円（介護） ◆生活資金（月額）103～141千円 ◆住宅資金（※） 1,500千円 ◆転宅資金（※） 260千円 ◆結婚資金（※） 300千円 ◆修学資金（月額）18～64千円 ◆就学支度資金 39～590千円 ※の資金は利子1%、それ以外は無利子							
経過	昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行（都単独事業、対象者…売防法要保護女子） 昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行（対象から売防法を削除） 昭和50年4月 区事務移管（荒川区婦人福祉資金条例制定） 平成3年10月 名称改正（荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に改正）貸付対象年齢引き下げ（25歳→20歳） 平成8年4月 療養資金・生活資金（一部）無利子に改正 平成9年4月 利息改正 3% → 1%（利率を規則事項に改正・都は3%のまま） 平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定 平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、医療資金を医療介護資金に改正 平成23年4月 新規貸付を停止							
必要性	実績が少なく類似する貸付事業（社協貸付）により代替可能のため必要性は低い。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 平成23年度から新規貸付停止。継続貸付分（平成22年9月～平成25年3月）が終了したため、平成25年度から償還事務のみ実施。償還不可能なものは債権管理委員会で債権の整理を実施							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	1,248	1,380	1,944	648	0	0
①決算額（27年度は見込み）		337	1,026	1,944	648	0	0	0
②人件費等		814	875	2,541	2,478	2,495	1,468	
③減価償却費			291	933	968	1,014	618	
【事務分担量】（%）		10	10	335	30	30	19	
合計（①+②+③）		1,151	2,192	5,418	4,094	3,509	2,086	0
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,812	1,699	1,927	904	1,419	0	0
一般財源		-661	493	3,491	3,190	2,090	2,086	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	修学資金	0	2	3	1	0	0	0
	就学支度資金	1	0	0	0	0	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	貸付件数	1	0	0	0	0	
②	償還率	84.7	92.7	89.2	90	91	
③							

（問題点・課題 分析）	償還率を向上させるためにさらに努力が必要であり、滞納時の早期働きかけなど、償還を促す工夫をしていく必要がある。特に長期未納者に対しては、借受人自宅への督促訪問や、連帯保証人への請求、生保受給者であればCWとの連携を図る等、督促の強化が必要となってくる。 また、平成27年度から口座振替が開始したため、納付書払いの借受人に対して口座振替を勧奨していく。
	他 施 区 の 実 況 （実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区） 未実施区 11区（千代田、新宿、文京、台東、目黒、大田、中野、豊島、足立、葛飾、江戸川）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	25年度の督促等による償還状況を検証。滞納初期段階より、督促を実施。それでも支払が見られない場合は督促訪問を実施していく。	26年7月に滞納者宅へ督促訪問を実施した。滞納分を分割で納付する借受人が数名おり成果が見られた。	26年度の長期未納者への取り組みによる償還状況を検証。必要に応じて夏季のみ実施していた督促訪問を随時行うようにする。
②	長期未納者に対し、通知や電話及び訪問による催告等を実施。また保証人に対し、借受人に対する納入依頼をする等改善に努めた。	生活困窮による長期滞納者に対して定期的に連絡を取り、月々の返済額を見直した結果、償還再開につながったケースもあった。	引き続き長期未納者に対し、通知・電話及び訪問による督促等を実施。保証人にも、借受人に対する納入依頼をする等改善に努める。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
休止・完了	休止・完了	類似事業で対応可能のため、23年度で新規貸付を停止している。

況 議 会 （ 要 質 問 状 ）	
---	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-35	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	女性相談事業		部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	伊藤
			担当者名	羽田		内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	女性相談事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 32年度		根拠	売春防止法 DV防止法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	東京都女性相談員設置要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性が自立と安定した生活を送るための必要な支援を行う。						
対象者等	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）						
内容	婦人相談員による面接相談及び必要な援助 1 荒川区女性福祉資金の貸付相談（新規貸付は現在休止中） 2 婦人相談相談による指導・助言						
経過	昭和31年5月 売春防止法制定 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和52年4月 東京都婦人相談所から東京都婦人相談センターに名称変更（一時保護所定員30名に増員、対象を拡大し一般女性・母子も含む 電話相談開始） 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成4年4月 東京都女性相談センターに名称変更 平成10年1月 東京都女性相談センターに移転改築						
必要性	法定事業であり、区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）の安全と生活を守るために、極めて必要性の高い事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 婦人相談員1名（不在であったり、困難なケースの際は係で対応）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	114	115	114	65	68	71
①決算額（27年度は見込み）		59	39	86	50	38	44	72
②人件費等		7,330	4,796	5,081	8,261	8,317	8,575	
③減価償却費			1,888	1,866	3,227	3,380	3,609	
【事務分担当】（%）		90	65	60	100	100	111	
合計（①+②+③）		7,389	6,723	7,033	11,538	11,735	12,228	72
特定財源の推移	国	666	666	665	399	25		
	都	0	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0	0		
	一般財源	6,723	6,057	6,368	11,139	11,710	12,228	72
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	女性相談	93	130	110	145	125	266	
	女性相談センター等入所（再掲）	5	7	9	6	10	8	
	DV相談件数（再掲）	62	75	68	86	70	229	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	書籍購入	19	需用費	書籍購入	9	需用費	書籍購入	20
役務費	郵送料等	16	役務費	郵送料等	31	役務費	郵送料等	49
負担金補助等	婦人相談研究会費	3	負担金補助等	婦人相談研究会費	3	負担金補助等	婦人相談研究会費	3

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 女性相談件数（延べ人数）	145	125	266			
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者暴力等被害者支援を適切に行うためには、幅広い業務知識と経験によって培われたスキルが必要である。相談対応件数も増加し、内容も複雑になっているため、専門性の高い婦人相談員（非常勤）の配置を検討する必要がある。 ・ 市区町村における配偶者暴力相談支援センターの設置は努力義務であるが、既に7区が設置しており、被害者支援の充実のために当区においても設置を検討する必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	日常的にDV被害を発見しやすい部署の職員を対象に、区におけるDV被害者支援業務の内容を説明・周知できる機会を設ける。	保健師連絡会等の機会に、DV被害者支援業務について説明・周知を図っている。	今後も継続的に、DV被害を発見しやすい部署の職員に対してDV被害者支援事業を直接説明・周知できる機会を設ける。
②	他区における配偶者等暴力被害者支援センターの運営状況等を調査し、課題を整理する。		配偶者等暴力支援センターの設置の必要性について検討を行う。
③	相談者のプライバシーと安全を確保できる相談環境の整備を検討する。	子育て支援部の打ち合わせスペースが設置されたため、相談者のプライバシーと安全を確保できるようになった。	被害者と対応者の安全のため、引き続き双方向の出入り口のある相談室の確保について働きかける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	法定事業であり、配偶者暴力等被害者の相談に的確に対応し、支援をより一層充実していくため、重点的に推進を図っていく。

況議会（要質問状）	H27.2 予算特別委員会：婦人相談員の配置は十分であるか
-----------	-------------------------------

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-36	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業		部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	伊藤
			担当者名	来田	内線		3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-05-01	ひとり親家庭休養ホーム事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 56年度		根拠	荒川区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションのために宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低廉な価格で利用できるような助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進に資する。						
対象者等	ひとり親家庭の親子						
内容	宿泊施設・日帰り施設を指定し、利用料の助成を行うことによって、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する。 [14年度から] ① 指定施設 宿泊施設（グリーンパール那須・清里高原ロッジ・ニューアカオ） 日帰り施設（荒川スポーツセンター・荒川遊園・スポーツハウス） ② 助成限度額 宿泊：大人・子どもともに 3,000円 日帰り：大人・子どもともに 1,000円 ③ 利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可						
経過	平成12年 日帰り子どもの助成限度額を都基準額に改正（2,000円→1,500円） 平成13年 指定施設変更（「安房もとな荘」指定解除・「ディズニースー」追加指定） 対象年齢を「20歳未満」から「18歳に達した年度末まで」に改正 平成14年 指定施設変更（区有施設に限定）宿泊施設（72→3ヶ所）日帰り施設（4→3ヶ所） 助成限度額変更（宿泊：大人6,490円→3,000円 子ども5,770円→3,000円） （日帰り：大人2,000円→1,000円 子ども1,500円→1,000円） 利用限度回数変更（宿泊・日帰り合わせて2回→宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可） 平成23年5月 荒川遊園回数券配布方式→利用券交付様式に変更						
必要性	ひとり親家庭のレクリエーションに対する助成を行うことによって、家庭内のコミュニケーションの向上と休養を図る一助となっている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 年度当初に指定施設と契約。利用者の申請によりひとり親家庭であることを確認し、利用券を発行。施設からの利用実績に基づき支出。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		894	842	1,039	933	1,020	941
①決算額（27年度は見込み）		894	745	632	929	1,020	940	940
②人件費等		814	1,744	847	826	832	695	
③減価償却費			581	311	323	338	293	
【事務分担当】（%）		10	20	10	10	10	9	
合計（①+②+③）		1,708	3,070	1,790	2,078	2,190	1,928	940
特定財源の推移	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	1,708	3,070	1,790	2,078	2,190	1,928	940
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	宿泊利用者	98	68	68	109	91	109	91
	日帰り利用者	600	541	428	602	667	589	667
	遊園チケット繰越分利用者（外数）	0	35	38	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
使用料等	宿泊、日帰り施設利用料	940	使用料等	宿泊、日帰り施設利用料	940	使用料等	宿泊、日帰り施設利用料	940
需用費	印刷製本費	80						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	利用者延人員	711	758	765	758	770	
②	利用券未引替延人員（日帰り）	124	155	106	100	0	22年度より統計
③							

（問題点・課題分析）	<p>休養ホーム事業において、現在は来庁を求め利用券を交付することとなっている。就労等で開庁時間内に来庁できない方に対して、柔軟に対応していく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区） 未実施区（千代田・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・中野・豊島・足立・葛飾）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	郵送申請等について検討する。	申請者からの要望が特にないことや、申請者数が昨年度より増加したため、郵便申請は導入しなかった。	申請者数増加のために、別件でひとり親からの相談があった際、パンフレットを交付する等、事業の周知に努める。
②	開庁時間以外での申請に柔軟に対応する。	利用時間において、申請者から事前連絡があれば開庁時間外でも対応した。	引き続き利用時間において開庁時間以外での申請に柔軟に対応する。
③	申請書への捺印をなくすよう検討する。	印鑑を忘れた場合はサインで対応し、再度来所する必要がないようにした。	引き続き印鑑を忘れた際はサインで対応していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	ひとり親家庭へのレクリエーション機会の提供を行うため、継続して実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-37	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ひとり親家庭サポート事業費		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤	
			担当者名	羽田	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-06-01	ひとり親家庭サポート事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 57年度		根拠	・母子及び寡婦福祉法第17条・荒川区ひとり親家庭サポート事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。						
対象者等	区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、ひとり親家庭の親又は児童又は日常の家事・育児をしている同居の祖父母等が一時的傷病の場合						
内容	ヘルパー派遣業者等と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する。 【派遣回数】同一世帯につき原則として月5回以内（最大12回まで） 【派遣時間】午前7時～午後8時（ただし育児援助は午後10時）の間で2時間以上8時間以内（1時間単位） 【援助内容】①育児援助 ②家事援助						
経過	昭和57年度 ヘルパー派遣事業開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和58年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年度 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 → 午前7時～午後7時 昭和62年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 平成3年度 ひとり親となってから2年以内 月12回派遣 平成12年度 育児はひとり親となってから1年以内で小学校3年生以下に変更 平成14年度 事業対象者該当事由変更 平成20年度 ひとり親家庭サポート事業を開始し、就職活動、技能習得の通学、冠婚葬祭等を加えた 平成23年度 ひとり親1年以内と、母子自立支援プログラム参加、学校の公的行事参加等を加えた 平成25年度 家事支援の派遣時間を午後10時までから午後8時までとした						
必要性	ひとり親の安定した生活と自立促進に寄与するうえで、必要な事業である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1 区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結する。 2 事前の登録が必要。利用時にその都度申請書を提出してもらい、区は派遣の可否を決定する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,958	1,029	890	760	771	984
①決算額（27年度は見込み）		94	326	402	711	744	842	940
②人件費等		814	2,616	4,235	1,239	416	1,622	
③減価償却費			872	1,555	484	169	683	
【事務分担当】（%）		10	30	30	15	5	21	
合計（①+②+③）		908	3,814	6,192	2,434	1,329	3,147	940
特定財源の推移	国	0	0	0	0			
	都	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0			
	一般財源	908	3,814	6,192	2,434	1,329	3,147	940
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	利用世帯数	4	7	11	13	15	4	10
	利用日数	105	33	52	75	96	69	92
	登録世帯	14	15	22	24	30	23	25

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	ヘルパー派遣委託料	744	委託料	ヘルパー派遣委託料	842	委託料	ヘルパー派遣委託料	940

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	ヘルパー利用時間数	418	417	421	446		
②	ヘルパー利用平均時間数（1日当たり）	5.6	4.6	6.1	4.8		利用時間数／利用回数
③	ヘルパー利用回数	75	92	69	92		

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 登録世帯の利用状況に偏りが見られる。 感染性疾患や当日の急な依頼には対応することが困難である。 区を通さず、直接業者に依頼してしまうケースがあり、区と業者で情報共有できていないケースがある。
	他区の実況 （実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 未実施区 墨田区・葛飾区（社会福祉協議会実施）・足立区（子育て事業として実施）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	必要に応じて利用条件の精査を行う。	ひとり親家庭サポートの条件に合致しない利用が見られた際には、適正な利用を行うよう指導した。	本事業での支援に該当しないケースについて、区の他のサービスを行っている部署との情報共有に努めていく。
②	当日キャンセルの扱いについて、周知徹底する。		当日キャンセルについての扱いを登録時に文書で案内するほか、当日キャンセルが発生しないよう周知徹底する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定事業であり、ひとり親家庭の生活支援のために必要な事業として継続して実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-38	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	母子及び父子福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤		
		担当者名	高瀬・来田	内線	3815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	02-06-03	母子福祉貸付金歳出金<貸付金>（子育て支援課）					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 28年度		根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法、福祉資金貸付			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	条例、東京都福祉資金貸付条例			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	配偶者のいない女子又は男子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために資金を貸付ける。						
対象者等	都内に6ヶ月以上居住している、母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の児童を扶養している者 <他貸付制度との関係> 1 生活福祉資金→母子が優先 2 女性福祉資金→母子が優先						
内容	○資金及び限度額 ◆事業開始資金 2,830千円 ◆事業継続資金 1,420千円 ◆技能習得資金 460千円 ◆修業資金 460千円 ◆就職支度資金（子のみ※） 320千円 ◆医療介護資金（医療資金 340千円）（介護資金 500千円） ◆生活資金 141千円/月額 ◆住宅資金 1,500千円 ◆転宅資金 260千円 ◆結婚資金 300千円 ◆修学資金（※） 18～64千円/月額 ◆就学支度資金（※） 40～590千円 ※以外の資金は、保証人がいる場合無利子、いない場合は1.5%利子 ※の資金は無利子 母又は父が課税世帯の場合、保証人はなし（母又は父が非課税世帯の場合は、保証人が必要）						
経過	昭和28年4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 / 昭和39年7月 母子福祉法施行*旧法廃止 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法施行（名称改正） 平成10年4月 利子の一部を無利子化 平成12年4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年4月 生活資金の貸付要件を緩和 平成19年7月 特例児童扶養資金の終了 平成21年6月 利子の全部を無利子化、保証人要件の緩和 平成22年4月 都立高校授業料無償化、私立高校等就学支援金制度制定。就学支援金対象分を減額 平成26年10月 父子家庭への対象拡大、20歳未満の子を扶養していて20歳以上の子がいる場合の20歳以上の子の貸付可能（修業資金・結婚資金・修学資金・就学支度資金）となった						
必要性	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の助長及び子どもの福祉を増進する事業として必要性が高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） <貸付審査会> 「東京都母子及び父子福祉資金並びに荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。 <広報> 年1回、区報に掲載（8月に掲載予定） ひとり親相談、女性相談の対応の際に周知						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	40,612	47,998	60,335	81,096	78,883	74,464
①決算額（27年度は見込み）		39,305	44,626	54,563	67,359	63,844	66,271	71,476
②人件費等		6,108	8,720	7,622	9,004	11,644	10,892	
③減価償却費			3,777	2,799	3,517	4,732	4,584	
【事務分担量】（%）		75	130	90	109	140	141	
合計（①+②+③）		45,413	57,123	64,984	79,880	80,220	81,747	71,476
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	39,305	44,626	54,563	67,359	63,844	66,271	71,476
	その他	0	0	0	0	0	0	0
一般財源		6,108	12,497	10,421	12,521	16,376	15,476	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	修学資金 貸付件数	62	59	72	97	99	98	111
	就学支度資金 貸付件数	19	24	32	32	29	24	30
	その他資金 貸付件数	1	4	8	2	1	2	3
	貸付額（単位：千円）	39305	44626	54563	67359	63844	66,271	71,476

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
繰入歳出外現金	貸付金	63,844	繰入歳出外現金	貸付金	66,271	繰入歳出外現金	貸付金	71,476

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	貸付件数	131	129	124	144	140	
②	償還率	33.3	39.9	38.5	39.0	40.0	
③							

（問題点・課題） （指標分析）	<p>就学支度資金・修学資金の貸付が多くを占めている。その他の事業開始資金や転宅資金は経営支援課の創業支援融資や住居確保給付金等他制度の貸付を案内し、必要に応じて柔軟に対応していく。</p> <p>償還率を向上させるためにさらに努力が必要であり、滞納時の早期働きかけなど、償還を促す工夫をしていく必要がある。特に長期未納者に対しては、借受人自宅への督促訪問や、連帯保証人への請求、生保受給者であればCWとの連携を図る等、督促の強化が必要となってくる。</p> <p>また、平成27年度から口座振替が開始したため、納付書払いの借受人に対して口座振替を勧奨していく。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	25年度の督促等による償還状況を検証。滞納初期段階より、督促を実施。それでも支払が見られない場合は督促訪問を実施していく。	26年7月に滞納者宅へ督促訪問を実施。滞納分を分割又は一括で納付する借受人が数名おり成果が見られた。	26年度の長期未納者への取り組みによる償還状況を検証。必要に応じて夏季のみ実施していた督促訪問を随時行うようにする。
②	長期未納者に対し、通知や電話及び訪問による催告等を実施。また保証人に対し、借受人に対する納入依頼をする等改善に努めた。	12月に借受人に対して、1月には保証人への催告を実施。償還しを再開できたケースも数件見られた。	引き続き長期未納者に対し、通知・電話、訪問による督促等を実施。保証人にも、借受人に対する納入依頼をする等改善に努める。
③			収支内訳の状況を確認しながら貸付の可否を判断し、必要に応じて他制度を案内していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定事業であり、ひとり親家庭の児童の修学のための資金貸付など、子どもの貧困対策として極めて有効な事業であるため継続して実施する。

況議会 （要質問 状）	
-------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-40	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤		
		担当者名	原田	内線	3816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-02	児童育成手当					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 47年度		根拠	荒川区児童育成手当条例・同施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	児童を養育している母子・父子家庭に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	【育成手当】父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日まで）を養育しているひとり親等 【障害手当】20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等						
内容	●育成手当 児童一人 13,500円/月 障害手当 児童一人 15,500円/月 を申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給。 ●都で実施していた、認定にかかわる障がい判定事務を16年度から区で実施。						
経過	●都事業として始まり、現在に至る。（母子、父子ともに対象） ●平成12年6月、所得制限額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化） ●平成24年度、報償費、一般需用費、役務費、扶助費を児童手当事業費から育成手当予算に独立させる。						
必要性	離婚等により生活が安定していないひとり親家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ●臨時職員） 子育て給付係窓口にて申請受付→審査→決定・給付 年1回（6月）受給資格確認のため現況届（所得状況届）受付を行い、資格継続の有無を確認する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	486,685	470,827	477,321	479,785	484,811	491,769
①決算額（27年度は見込み）		466,748	466,750	461,713	478,453	484,730	480,871	470,794
②人件費等		6,515	6,976	4,235	6,939	8,317	7,339	
③減価償却費			2,324	1,555	2,711	3,380	3,088	
【事務分担当】（%）		80	80	50	84	100	95	
合計（①+②+③）		473,263	476,050	467,503	488,103	496,427	491,298	470,794
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源		473,263	476,050	467,503	488,103	496,427	491,298	470,794
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	育成手当児童数（月平均）	2747	2734	2695	2784	2819	2800	2737
	障害手当児童数	117	130	133	146	147	144	142
	併給（再掲）	(22)	(22)	(19)	(21)	(17)	(21)	(21)
	受給児童数計（月平均）	2864	2864	2828	2922	2966	2944	2879

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	育成手当 @13,500×延べ33,833人	483,981	需用費	事務用品、印刷製本	25	報償費	障害判定謝礼	24
	障害手当 @15,500×延べ1765人		役務費	郵便料、通信料	476	需用費	事務用品、印刷製本	210
役務費	郵便料、通信料	564	扶助費	育成手当 @13,500×延べ33,599人	480,369	役務費	郵便料、通信料	587
需用費	事務用品、印刷製本	185		障害手当 @15,500×延べ1,738人		扶助費	育成手当 @13,500×延べ34,145人	469,973
報償費	障害判定謝礼	0					障害手当 @15,500×延べ1,888人	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	育成手当受給児童数	2733	2664	2653	2653	2653	(年度末児童数)
②	障害手当受給児童数	147	150	142	142	142	(年度末児童数)
③							

（問題点・課題分析）	・ 障害手当については、心身障害者手帳、愛の手帳等の確認を通して障害状況の把握に努める。また、障害者福祉手当との二重支給が発生しないように情報共有をする。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障害手当において、対象者の障がい状況を正しく把握するため、継続して認定等の事務処理を適切に行う。	障害者福祉課とも連携し、障害手当における対象者の障がい状況についての把握に努めた。	障害手当受給対象者の障害状況について、心身障害者手帳、愛の手帳等を確認し、現状把握に努める。
②	新システム稼働後すぐに処理をする2月期の支給事務について、入力・照合の事務体制を強化する。	新システムの操作・入力方法に関するマニュアルを作成した。	新システムの操作・入力方法マニュアルを活用するとともに、マニュアルの精度を向上させる。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

況議 会 （要 質 問 状）	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-41	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	児童扶養手当等支給事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤	担当者名	小林
				内線	3816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	児童扶養手当等支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 36年度		根拠	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	特別児童扶養手当の支給に関する法律			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	・18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がいのある児童を監護している父、母又は養育者に対し、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	【児童扶養手当】父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までで、中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を養育しているひとり親等 【特別児童扶養手当】20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等						
内容	【児童扶養手当】全額支給：月額42,000円、一部支給：41,990円～9,910円 10円単位（物価スライドによる変更有）2人目の児童は月5,000円、3人目以降は一人につき月3,000円が加算される。申請のあった翌月から年3回（4.8.12月に各月の前月分まで）にまとめて支給。 【特別児童扶養手当】1級：51,100円 2級：34,030円（物価スライドによる変更有）						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当） ●平成14年8月から、受付のほか認定及び手当支給事務も都から区に移管される。（法定受託事務） ●平成16年度 認定にかかわる障がい判定事務は、区で実施する。児童扶養手当事務費一般財源化 ●平成18年度 三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担割合3/4→1/3 ●平成20年4月 受給開始から5年経過等受給者の一部支給停止措置始まる。 ●平成22年8月から父子家庭への手当支給開始。 ●平成24年8月から支給要件にDVによる保護命令が追加。 ●平成26年 4月～手当額変更全額支給：月額41,020円、一部支給：41,010円～9,680円 10円単位 ●平成26年12月1日から公的年金との併給が可能となる。 ●平成27年 4月～手当額変更全額支給：月額42,000円、一部支給：41,990円～9,910円 10円単位 						
必要性	児童の健やかな成長を図るため、離婚等により生活が安定していない母子、父子家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ●臨時職員） 【児童扶養手当】子育て支援課にて受付及び認定、年1回8月に対面で現況調査を行う。 【特別児童扶養手当】子育て支援課にて受付し、東京都が認定する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	653,188	657,660	682,571	687,183	700,073	727,815
①決算額（27年度は見込み）		636,552	656,708	670,812	686,746	694,164	667,297	676,710
②人件費等		10,589	10,464	16,942	17,606	12,367	11,717	
③減価償却費			3,486	6,749	7,745	8,112	7,640	
【事務分担量】（%）		200	120	217	240	240	235	
合計（①+②+③）		647,141	670,658	694,503	712,097	714,643	686,654	676,710
特定財源	国 児童扶養手当金等	211,993	217,674	222,573	228,654	231,197	222,287	225,428
	都 都営交通無料乗車券発行事務手数料等	67	66	64	142	138	65	63
	その他							
一般財源		435,081	452,918	471,866	483,301	483,308	464,302	451,219
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	児童扶養手当受給者数	1371	1433	1475	1539	1482	1443	1443
	特別児童扶養手当受給者数（参考）	154	160	158	159	181	175	175
	延べ児童数	24665	25158	25764	26414	27301	26262	26834

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	障害判定医謝礼	0	報償費	障害判定医謝礼	46	報償費	障害判定医謝礼	70
一般需用費	消耗品・印刷製本等	101	一般需用費	消耗品・印刷製本等	175	一般需用費	消耗品・印刷製本等	229
役務費	郵便料	363	役務費	郵便料	366	役務費	郵便料	553
扶助費	扶養手当費 （延児童数 27,301）	692,605	扶助費	扶養手当費	665,469	扶助費	扶養手当費	671,207
報酬	母子自立支援プログラム策定員	1,096	報酬	母子自立支援プログラム策定員	1,238	委託料	システム改修	4,651
			旅費	判定医旅費	3			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 児童扶養手当受給児童数	2294	2230	2093	2093	2093	
	② 特別児童扶養手当受給児童数	173	181	187	187	187	
	③ 父子手当受給児童数（再掲）	111	107	101	101	101	①の再掲（H22.8開始）

（問題点・課題分析）	公的年金との併給制限見直しがあり、システム改修を行う。国民年金・社会保険事務所等と連携をとり、受給者に混乱のないように事務を進める。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	公的年金との併給制限について、システム改修・支給事務の準備・対象者への周知・広報など遺漏のないよう行う。	公的年金との併給対象者へ個別通知し、現況届時に制度の案内を行った他、区報で周知を行った。システム改修は27年度に行う。	支払に支障が出ないよう、システム改修を行う。また、関係部署との連携など、改善できるところがあれば改善する。
②	平成27年度実施予定の福祉システム改修に、現行システム上の問題点の改善が図れるよう情報システム課と連携を行う。	情報システム課及び開発事業者と問題点が改善できるよう連絡調整し、システム更改を行った。	福祉システムの操作マニュアルを作成し、安定的運用を行えるよう、業務の整理を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国の基準に基づいて実施していく。

況議会 （要質問 旨状）	・平成16二定 ・平成19二定 ・平成20 物価スライドによる児童扶養手当の削減に反対すべき。 申請主義の改善 父子手当の創設
--------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-42	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤
		担当者名	大澤	内線	3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-04-01	ひとり親家庭医療費助成事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	2年度	根拠法令等	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市		
	政策	03	子育てしやすいまちの形成		
	施策	03	ひとり親家庭等への支援		
目的	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。				
対象者等	① ひとり親家庭の父又は母（母子・父子家庭） ② 両親がいない児童などを養育している養育者 ③ ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日（障がい児は20歳未満）までの者。 ④ 父又は母が重度の障がいがある児童 ※所得制限あり				
内容	<p>●対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付。（住民税課税世帯は自己負担1割あり） 子育て支援課窓口申請→申請後3～4日前後で医療証交付（所得及び戸籍等により対象者の確認） 年1回、世帯や所得の状況を確認するための現況届受付事務有り。毎年1月更新。</p> <p>●事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診→レセプトを国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金に送付→連合会及び支払基金で審査→区に請求→連合会及び支払基金に支払→連合会及び支払基金は医療機関に支払う。 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が立替払いをし、後日、領収書を子育て支援課窓口を持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。</p>				
経過	<p>平成2年度 都の事業として開始し、現在に至る。 平成13年1月より、医療費の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。 ●住民税課税世帯 入院外来医療費の1割 入院食費負担 1食260円 ●住民税非課税世帯 入院食費負担 1食260円 ※平成14年度、乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから乳幼児医療助成制度が優先となった。同じひとり親家庭で年齢により使用する医療証が変わることになった。（現在、子ども医療は15歳になった3月31日まで、ひとり親医療助成は子が18歳になった3月31日まで） 平成19年度より補助金から財調に切り替え。</p>				
必要性	ひとり親家庭等の生活の安定と保健の向上をはかるために医療費の助成は必要である。				
実施方法	<p>（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>●現物給付の医療費の審査、医療機関への支払に関する事務を国保連・基金に委託（委託契約は東京都に委任）、区は国保連・基金に医療費、審査委託料を支払う。現金給付は区が直接対象者に給付。</p>				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		74,648	70,685	65,878	72,106	76,722	83,020
①決算額（27年度は見込み）		70,239	66,431	68,360	71,399	75,961	70,687	74,336
②人件費等		8,144	8,720	8,469	8,261	8,317	7,873	
③減価償却費			2,905	3,110	3,227	3,380	3,414	
【事務分担量】（%）		100	100	100	100	100	105	
合計（①+②+③）		78,383	78,056	79,939	82,887	87,658	81,974	74,336
特定財源	国							
	都	0	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0	0		
一般財源		78,383	78,056	79,939	82,887	87,658	81,974	74,336
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	対象世帯	1421	1408	1435	1473	1418	1404	1365
	助成件数	26823	25766	25883	27627	28802	27105	28655
	助成額（単位：千円）	67924	64169	66069	69055	73513	68353	71791

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	医療費	73,513	需用費	印刷製本	151	需用費	印刷製本	168
委託料	レセプト審査委託料	2,147	役務費	郵送料	171	役務費	郵送料	220
役務費	郵送料	158	委託料	レセプト審査委託料	2,011	委託料	レセプト審査委託料	2,156
需用費	印刷製本	142	扶助費	医療費	68,353	扶助費	医療費	71,792

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	医療費助成対象者数	2030	1978	1950	1961	1961	
②	対象世帯	1473	1418	1404	1365	1365	
③							

（問題点・課題分析）	ひとり親医療証についてシステム改修後初の更新があるため、更新作業をスムーズに行うため、事前にマニュアルを作成する。また、更新後にマニュアルの見直しを行う。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後マル障医療受給資格者など他の医療費制度と受給資格が重複する受給者に対し分かりやすいように証の交付利用案内の内容を見直す。	受給資格が重複する受給対象者が少なかったため、対象者に対し個別に対応した。	福祉システム更新後の事務マニュアルを作成する。
②	ひとり親医療助成制度受給者に制度の周知チラシを現況届出時に配布する。	制度の周知チラシを配布した結果、医療証年度切替時に医療証が届かないなどの問合せが減少した。	26年度の結果を踏まえ、27年度についても引き続きチラシを配布するなどして周知を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--